

高槻市建設工事等における最低制限価格設定要領

平成 15 年	8 月 25 日	実施
平成 15 年	11 月 17 日	改正
平成 16 年	4 月	1 日改正
平成 20 年	4 月	1 日改正
平成 23 年	10 月	1 日改正
平成 24 年	4 月	1 日改正
平成 25 年	4 月	1 日改正
平成 27 年	4 月	1 日改正
平成 31 年	4 月	1 日改正
令和 4 年	4 月	1 日改正
令和 4 年	7 月	1 日改正
令和 5 年	4 月	1 日改正

(目的)

第1条 この要領は、本市の建設工事等の競争入札における最低制限価格の設定方法について、発注者の恣意性の排除及び透明性の向上並びに最低制限価格設定の統一性を図ることを目的に、その基準を定める。

(実施時期)

第2条 令和 5 年 4 月 1 日以降の発注から実施する。

(対象)

第3条 入札に付する予定価格 130 万円を超える建設工事及び予定価格 50 万円を超える測量・建設コンサルタント等業務委託とする。ただし、市長が最低制限価格を設定することが必要ないと認めるときは、これを設定しないものとする。

(建設工事の最低制限価格の設定方法)

第4条 建設工事の最低制限価格は、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額（税抜き金額）に次の各号の率を乗じた額の合計額を工事価格（税抜き金額）で除して得た最低制限価格の算出係数（小数点第 4 位未満切捨て）に予定価格（税抜き金額）を乗じた額（千円未満の端数切捨て）とする。なお、算出係数が第 2 項に定める範囲外である場合は、同項に定める下限又は上限の率を算出係数とする。

(1) 土木関連工事、建築・設備関連工事

- ア 直接工事費 97%
- イ 共通仮設費 90%
- ウ 現場管理費 90%
- エ 一般管理費等 68%

(2) 土木機械設備工事

- ア 直接工事費+直接製作費 97%

- イ 共通仮設費+間接労務費 90%
- ウ 現場管理費+据付間接費+設計技術費+工場管理費 90%
- エ 一般管理費等 68%

(3) 土木電気通信設備工事

- ア 直接工事費 97%
- イ 機器費 85%
- ウ 共通仮設費 90%
- エ 現場管理費+機器間接費 90%
- オ 一般管理費等 68%

(4) 下水道機械設備工事、下水道電気設備工事

- ア 直接工事費 97%
- イ 機器費 85%
- ウ 共通仮設費 90%
- エ 現場管理費+据付間接費+設計技術費 90%
- オ 一般管理費等 68%

2 工事の性質上前項第1号から第4号までの規定により難い場合は、それぞれの規定にかかわらず、入札ごとに予定価格（税抜き金額）の75%から92%までの範囲内で、市長が定める。

（測量・建設コンサルタント等業務委託の最低制限価格の設定方法）

第5条 測量・建設コンサルタント等業務委託の最低制限価格は、各号の業務ごとに、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額（税抜き金額）に各号のアからエ（測量業務についてはアからウ）に定める率を乗じた額の合計額（千円未満の端数切捨て）とする。ただし、算出した最低制限価格を予定価格（税抜き金額）で除して得た率が第2項に定める範囲外である場合は、同項各号に定める下限又は上限の率を予定価格（税抜き金額）に乘じた額（千円未満の端数切捨て）を最低制限価格とする。なお、一つの案件が複数の業務により構成されている場合は、業務ごとに算出した最低制限価格を合算した額とし、本項ただし書きにおける「予定価格（税抜き金額）」を「各号の業務ごとに予定価格算出の基礎となったそれぞれの額の合計額（税抜き金額）」と読み替えるものとする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費 100%
- イ 測量調査費 100%
- ウ 諸経費 48%

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費 100%
- イ 特別経費 100%
- ウ 技術料等経費 60%
- エ 諸経費 60%

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費 100%

イ 直接経費 100%
ウ その他原価 90%
エ 一般管理費等 48%

(4) 地質調査業務

ア 直接調査費 100%
イ 間接調査費 90%
ウ 解析等調査業務費 80%
エ 諸経費 48%

(5) 補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費 100%
イ 直接経費 100%
ウ その他原価 90%
エ 一般管理費等 45%

2 測量・建設コンサルタント等業務委託の性質上、前項第1号から第5号の規定により難い場合は、それぞれの規定にかかわらず、入札ごとに予定価格（税抜き金額）に対して次の各号の範囲内で、市長が定める。

- (1) 測量業務 60%から82%
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務 60%から80%
- (3) 地質調査業務 3分の2から85%

（最低制限価格の公表）

第6条 最低制限価格は事前公表または事後公表のいずれかとする。

（その他）

第7条 土木関連工事とは、土木工事、舗装工事、造園工事、上水道本管工事、とび・土工・コンクリート工事、浚渫工事、さく井工事とする。

建築・設備関連工事とは、土木関連工事、土木機械設備工事、土木電気通信設備工事、下水道機械設備工事、下水道電気設備工事以外の工事とする。